

## 銀行企業関係と中小企業の法的整理方法の選択

胥 鵬

RIETI・法政大学経済学部

鶴田大輔

政策研究大学院大学

袁 媛

法政大学大学院

### 要 旨

銀行は中小企業に対して担保付融資を行うことが多く、貸し手が法的整理に陥った場合にほとんどの銀行債権は担保で保全される。そのため、銀行は企業の情報を収集するインセンティブ（誘引）が乏しく、貸し手の経営危機が起こっても債権を引き上げるタイミングが遅い。その結果、担保付銀行借入比率が高い企業は、業績が悪化しても長く放置され、倒産に追い込まれる時点で既に再生見込みがほとんどない。また、債権者コーディネーション仮説(coordination failure)やホールドアウト(hold-out)仮説から、銀行借入比率が高い中小企業において、残高維持やリスケジュールや債権放棄といった大口債権者同士の私的交渉は容易である要因を加えると、大口債権者の銀行に強く依存する中小企業ほど、法的整理の早期適用が見送られることが考えられる。いずれにして、銀行借入に強く依存する中小企業は法的整理の早期適用が難しく、いったん法的整理になると再生よりも破産（本文では「清算」と意味同じ）を選ぶ傾向が強い。本論文は、こういった銀行融資の特徴を踏まえて、倒産直前の銀行企業関係、とりわけ、負債合計に占める銀行借入の割合などの債務構成と取引銀行の不良債権の担保保全割合が企業の法的整理方法の選択に与える効果を分析することを目的とする。東京商工リサーチの倒産企業調査データと倒産直前財務データに基づいて分析した結果、銀行借入比率、取引銀行の不良債権のうち担保保全比率、銀行借入比率と取引銀行の不良債権の担保保全比率との交差項が高ければ高いほど、倒産企業が破産で清算される傾向が強い。実証分析結果は銀行貸出の特徴を裏付けるものである。われわれの研究は、近年に中小企業向け無担保無保証融資が広がりつつあるリレーションバンキングのリスク管理に重要な示唆を与えることになる。